

Vol.27 「水面下の水かき」

WIPO PCT 法務・国際局上級部長 夏目 健一郎

1. オンライン会議

COVID-19により、仕事はテレワーク、会議もリモート、そして飲み会までもオンライン飲み会と言われるようになり、世は一気にオンラインへと動いた。国際機関においても同様であり、3月以来、WIPOでも多くの職員が在宅勤務を行っている。オフィスに出勤するスタッフもいるが、毎日ではなく週に何日かのみオフィスに出てきて後は在宅というシフトを取るケースが多い。オフィスワークについてはこのようなりも環境である程度対応できるが、WIPOにおいては加盟国が参加する国際会議が頻繁に行われてきており、この会議をどうやるのか、というのが問題である。

2. ビデオ会議との違い

実際に多数の関係者が参加できるシステムは世の中に種々存在する。中には無料で利用できるものもある。私自身も仕事以外で無料で使えるツールを使って複数地点をつないでビデオチャットを行ったことがあるが、なかなかよくできている。

しかし、国際会議となると多人数が一室にアクセスできること以上のことが求められる。

まず同時通訳が入る。国連公用語の6か国語である。これをサポートする必要がある。

そして、会議で発言を求めるときは、参加者(加盟国の代表、オブザーバ)が意思表示をする必要があるが、これをオンラインシステム上で把握する必要がある。通常は発言を求めた順に議長が発言を許可するので、発言を求めた順番が分からなければならない。実際の会議場では、各参加者のマイクの横にボタンがあり、そ

れを押すと発言を求めたことになり、議長が確認できるが、オンライン上でも同様の機能が求められる。

更に場合によっては、投票を行う必要があるので、投票の機能も欲しい。

これらは技術的には不可能ではないということは想像できるが、このようなことができるシステムの数は一般的なビデオ会議システムに比べればはるかに少ないのが現実であり、またその運営も一筋縄ではいかない。

3. ハイブリッド会議

他の国際機関同様、WIPOにおいても春と秋が会議のシーズンであるが、COVID-19の世界的流行の後、2020年春の会議は次々と延期、もしくは中止とならざるを得ない状況であった。しかし、WIPOでは例年秋に最高意思決定会議である総会が開催されることになっており、何とかして会議を開催すべく事務局は奔走した。

通常の会議であれば各国からの代表団がジュネーブに出張して会議場に一堂に会するのであるが、渡航制限が世界的に厳しい折、そうはいかない。

一方、ジュネーブには各国からの外交団が駐在しており、彼らはジュネーブに居ることから物理的に会合に参加することができる。もちろん、コロナ禍において会議場「密」になることは避けなければならない。

事務局と加盟国で種々調整して辿り着いた一つの形が「ハイブリッド方式」である。つまり、ジュネーブに駐在する各国関係者はWIPOの会議場で会議に参加し、ジュネーブ

に来られない関係者はオンラインで参加する、というものである。ただし、会議場での密を避けるために会議場に入ることができる人数はソーシャル・ディスタンスを確保できるよう大幅に制限した。

ハイブリッド方式は、事務局にとっても加盟国にとっても初めてのことであり、事前に模擬セッションを行い、オンライン参加者にはシステムの使い方を説明する事前説明セッションを個別に行うなど、入念な準備をして9月末の加盟国総会に臨んだ。総会は、オンラインでの参加者の接続が途中で切れるなどのアクシデントが全くなかったわけではないが、世界各地の加盟国からオンラインの参加者を迎えて無事に開催することができた。

この経験を活かして10月以降、常設委員会、作業部会といった各種会合が開催されている。トップバッターは国際特許に関するPCT作業部会である。これもハイブリッド方式で行ったのであるが、議長が中国の知財庁のメンバーであり、会議のためにジュネーブに来られないので、議長も北京からリモートで、しかも中国語で議事進行をすることになった。我々事務局スタッフは英語への同時通訳を介して議事進行を把握しつつ議長をサポートした。

また、加盟国と調整の結果、世界各地の時差を踏まえて、会議の時間をジュネーブ時間の12:00から14:00の2時間に限定することとした。それでも日本においては夜、アメリカでは早朝でいずれも通常の勤務時間外になってしまう。

あれやこれやの制限もありながら、10月以降、このような形で会議を開催しており、一つのニューノーマルなのかと感じる。

4. これからの会議

今後コロナが収束して各国からの参加者がジュネーブに来るようになっても、このハイブリッド方式は、本国から更に会議に参加できるというメリットがあるので、続く可能性がある。

会議の時間(ジュネーブ時間12-14時)は、世界各国から何とか同時にアクセスできる時間を、ということでこの時間が選ばれたが、これは日本を含むアジア、南北アメリカといった地域にとりわけ不自由を強いることになってしまう点は悩ましい。

会議は一見すると議長が議事進行を行い、各国が順に発言しているが、発言を求めたものの直前にネットワーク接続が切れてしまった、といったケースも時々ある。事務局の技術者が現地に並行して連絡を取り問題を解決しつつ、発言の順番を入れ替えるなど、実は裏方は結構バタバタしていたりする。水鳥が優雅に泳いでいるように見えるとき、水面下では一生懸命水かきをしているように、事務局スタッフも会議の裏側でせわしなく動いているのであった。

WIPOの会議は基本的にインターネット配信されているので、機会があれば、そんなことも思い出しながらご覧いただくと、少し面白みが増すかもしれない。

追伸：脱稿後、欧州各地で措置が強化されている。ジュネーブにおいても外出禁止令の発令には至っていないものの、生活必需品などを除いて店舗等の閉鎖措置、会議を含めたイベントの人数制限(5名まで)が発表されるといった状況になっており、WIPOの職員も原則在宅勤務に戻るようになった。本誌が発行される時点では更に状況が変わっている可能性がある旨、付言させていただきたい。

NATSUME, Ken-ichiro (WIPO PCT 法務・国際局上級部長)

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012年にWIPO日本事務所所長に就任し、PCT国際協力部部長を経て、2019年9月から現職。